

■心身障がい者福祉

①障害福祉サービス

障がいの自立した生活を支援します。

内容 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、グループホームなどの居宅生活や障害者更生施設などへの入所・通所の支援

条件 身体・知的・精神障がい者(児)で支援が必要なかた
*障害程度区分認定が必要となり
ます。

料金 原則サービス料の1割負担と食費などの実費負担

※ただし課税・収入状況などに
応じ減免制度があります。

②補装具費支給事業

障がいの者(児)の身体機能を補完・代替するものを装着することにより、自立した生活を支援します。

条件 身体障害者手帳所有者で、障がいにより必要な材料

料金の原則経費の1割負担

※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

③日常生活用具給付事業

障がいの者(児)が日常生活を営むうえでの困難を改善し、自立した生活を支援します。

条件 障害者手帳所有者のかた
利用 ストマ、おむつなどの給付、便器、手すり、住宅改修費給付など。

料金 原則経費の1割負担
※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

町民税非課税世帯の利用者負担が変わりました

町民税非課税世帯のかたは、上記事業(①障害福祉サービス、②補装具費支給事業、③日常生活用具給付事業)を利用される場合、負担額が無料になります。
詳しい内容などについては、お問い合わせください。

④地域生活支援事業

障がいの者の地域で自立した生活を支援します。

内容 障害者相談支援事業(無料)、日中一時支援事業、移動支援事業、コミュニケー

ション支援事業、成年後見制度利用支援事業、自動車運転

免許取得・改造助成事業など。

条件 身体・知的・精神障がい者(児)で支援が必要なかた
料金 原則サービス料の1割負担と食費などの実費負担

⑤心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業

タクシー等利用券を交付します。

条件
*身体障害者手帳1〜3級のかた(ただし、下肢機能障害は1〜4級のかた)
*療育手帳A、Bのかた
*精神障害者保健福祉手帳1〜2級のかた

利用 年間福祉タクシー券(600円12枚綴)を1冊交付。腎臓障害で透析のため通院のかたは2冊。

⑥重度障がい者介護者激励金

重度障がい者(一部該当しない障がいがあります)を在宅で介護しているかたに対し、介護者激励金を支給します。

条件 身体障害者手帳1、2級または療育手帳A所有の20歳以上65歳未満のかたで、日常生活全般において介護を要する在宅の障がいの者の介護者

給付 2万6000円

⑦人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

条件 身体障害者手帳所有の所得税非課税のかたで、生活保護法などにより通院交通費の助成を受けていないかた

*心身障がい者福祉タクシーなど利用助成事業との併用はできません。

給付 月額3000円

⑧自立支援医療費支給事業(更生医療・精神通院医療)

自立支援医療費を支給し、福祉の増進を図ります。

条件 更生医療・精神通院医療の対象疾病を有するかたで、一定所得未満のかた

給付 医療保険の個人負担分の一部を給付(課税・収入状況などに応じて給付額が異なります)

⑨特別障害者手当・障害児福祉手当

精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とするかたに手当を支給します。

条件 病院などに3カ月以上入院、または施設に入所していないかた、本人及び扶養義務者で一定所得未満のかた

給付 20歳以上2万6340円
20歳未満1万4330円
年4回支給(月額)

⑩障害者相談支援事業(無料)

障がいの者の自立した生活を支援するため、相談業務を委託しています。

内容 障がいの者やご家族の悩みや相談に対して、専門的な職員が相談を受け、そのかたにあつた支援を行います。生活に関する悩みなどがありましたらご相談ください。
相談日 月曜から金曜の午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜・祝日は休み)
連絡先 相談事業所おきたま(☎88-5357)

⑪在宅酸素療法者支援事業

在宅酸素療法を必要とするかたに、酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。

条件 呼吸器機能障害で身体障害者手帳3〜5級所有の在宅酸素療法を行っているかた

給付 月額1600円

■心身障がい者福祉に関する問い合わせ 健康福祉課福祉係(☎86-0111)